

戦後フランスにおける教育改革

—中等教育機関の管理運営の民主化を中心として—

田 崎 徳 友

(1975年9月10日 受理)

一 <はじめに>フランスの中等教育改革 と管理運営の特質

今世紀に入って普及しはじめた基本的民主主義思想やそれに鼓舞された新しい人間観および教育観は、世界の教育および教育制度の民主化を推進してきた。フランスもその例外ではなく、今世紀に入って、正確には第一次大戦後、教育の機会均等を目的とした統一学校の漸進的実現を行い、さらにはこの「平等」の側面に加えて、民主主義のもう一つの側面である「自由」あるいは人間の多様性を、相反するものとしてではなく相補的なものとして捉へ、二つの側面を調和をもって結合しようとする「適性・能力の観察に基づく進路指導」の概念を導入して、教育における民主主義の問題と取組んできた。

第二次大戦後、この理念を実現しようと、その具体策においては一進一退を重ね多くの改革案が公にされ、1959年のベルトワン改革は不完全ではあるが民主的教育改革の一応の一步を実現した。しかし、それらの教育改革案ならびに改革は、学校制度および教育内容・方法上の民主化を途としており、教育行政制度および学校の管理運営制度それ自体には大きく触れられることはなかった。

フランスにおける教育行政制度ならびに学校の管理運営制度は、中央集権主義をその本質としている。この中央集権主義は、アングロ・サクソンの研究者の目には非民主的に映り、自由主義国の中で考えられうる最も民主的な教育ならびに教育制度を構想したランジュヴァン・ワロン教育改革案(1947年)さえもがこの中央集権的統制の緩和を提案していないことに驚いている(①159)。しかし、フランス人は、中央集権制度こそ、平等を根幹とした民主主義にふさわしい制度と考えている(②150~53, ③38~45)。フランスにおける中央集権制度が、発生および展開上、他国と様子を異にしている特質については特に考察しなければならぬが、ここではひとまず置くとして、幾多の改革案

が出されたにも拘らず、後に触れるいくつかの例外を除いて、そのほとんどがこの事実に触れておらず、ましてや学校段階における管理運営制度の中央集権的性格およびその改革に言及してこなかった事実に注目するに留める。このような事情から、フランスにおいて、これまで教育の定期刊公物が時折触れてきた他は、この分野に関する研究は少ない。

これは、フランスにおける教育学研究の日が全般に浅いという理由もあるが、つぎの点も考えられよう。①中央集権的統制がナポレオン体制以来上首尾に運営されてきたこと。②リセを中心とする中等教育は、エリート教育であり、恩恵を受ける階級が限定されており、一般的な問題になり得なかったこと。③中央集権制度の中で、その弊害をなくすいくつかの措置が、制度化されていたこと。この第三の点について敷衍しておく必要がある。まず第一に、中央集権的統制の行過ぎを是正するものとして各種の審議会が各段階に設置されており、その構成は出席者の同数性(paritaire)を特徴としている。第二に、学校のうち、国立リセ等以上の学校は、公機関(公施設 *établissement public*)として位置づけられ、法人格と財政的自律性を享受しており、地方分権の役割りを果し(④205)、中央集権的統制を緩和していると考えられる。第三に、教育行政制度は全般に、行政専門家ではなく教育経験者・専門家によって運営されていることである。

しかしながら、これらの措置にも拘らず、フランスの中等教育の中心をなすリセは前世紀末に「中央集権の下に窒息して居る」(⑤42)と指摘されていた。

教育は、一面、自由な創造を本質としていることから、教育に関与する者すべての自発性が阻害されることなく発露されることが重要となってくる。この考えは、民主主義に基づく新しい教育の発展と無縁ではなかった。1936年、ジャン・ゼー文相は、1818年からの統一学校運動をさらに発展させ、適性・能力の観察とそれに応じた学校制度を法制化しようとしたが、その実験的試行として1937—39年に行った「指導学級」⑥

に、「学級委員会」(conseils de classe)と「教科委員会」(conseils d'enseignement)を設置した。この二つの委員会は、従来の中央集権的な管理運営制度の中では行えない新しい教育の試行を可能にするために設置された委員会である。これによって、これまで全国画的に定められていた教育内容・方法を、法令の定める枠内においてはあがあるが、「指導学級」の運営に適応させることを可能にしたのであり、学校の管理運営という観点からみれば、その民主化の萌芽をなしている(㉞7)。このうち「学級委員会」は、設置当初は、一学期間のみ週一回開かれることになっていたが㉞、その果す役割の重要性が実験的試行によって認められ、「指導学級」の一年間を通して開かれることになった㉞。さらに、良好な実験結果に基づき、「指導学級」以外の全ての普通の学級にも拡大して設置された㉞。しかし、これらが本格的に動くのは、戦後の1945年以後である。

戦後、ランジュヴァン・ワロン教育改革案を生んだ民主的な風潮の中で、学校の管理運営にも部分的に手が加えられ、リセ等に「管理運営評議会」(conseil d'administration)が導入された。この改革は、理念において、従来の管理運営制度を民主的に改革するものであったが、不完全なものであり、その結果、形骸化し、本来の機能を果し得なかった。戦後最大の改革は、1968年およびそれに引き続く数年に求められる。1968年5・6月に頂点に達した「五月革命」と時を一にして、リセを中心とした中等教育機関も紛争の混乱に陥った。1968年の改革は、この紛争の解決を大きな目的の一つとして行われたが、これによってフランスの中等教育機関の管理運営は、抜本的に改革された。

本稿は、以上において概観したフランスの中等教育機関における民主化の動きを対象として、その特質を明らかにするものである。その際、まず1968年に至る歴史的考察を通して問題の所在を検討し、つぎに1968年の改革を考察する。その考察を通して、戦後フランスの教育改革において、その改革がもつ意義と位置を明らかにする。

二 1968年以前の中等教育機関における管理運営

今日のフランスの中等教育(11~18才段階)は、第一期課程(11才~15才)と第二期課程(15才~18才)の二段階に分れており、1963年の中等教育コレージュ

(collège d'enseignement secondaire, CES)の創設以後は、第一期課程の教育はすべてこの中等教育コレージュで行う方向で進められている。しかし、それ以前、より正確にはベルトワシ改革(1959年)以前においては、きわめて複雑な複線型をなしており、中等教育段階の教育を行う学校の種類は多く存在した。学校管理運営はその学校種によって大きく異なっており、またそれも国立(d'État)、国立化(nationalisé)あるいは市立(municipal)かによって異なる。ここでは、国立リセを中心にその考察を進めるが、その他の機関にも概略的に触れることにする。

1 普通教育コレージュ(collège d'enseignement général, CEG)

これは、1960年8月9日付通達㉞でこの名称に変更される以前は、補習科(cours complémentaire)と呼ばれ、中等教育機関ではなく、初等教育機関の中に組み込まれていたものである。この学校の管理運営は、1887年1月18日付政令㉞によって設置された「後援委員会」(comité de patronage)の補佐を受けて校長(directeur)が行うとされた。この後援委員会の委員構成は、大学区総長、大学区視学官、校長、市長、商業・農業地方会議所代表、市会議員、職員、地方研究所代表、医者、父母代表(2名)であり、年2回開催されるとしている。委員会は、学校の施設設備上の望ましい運営を確保したり、地域の必要性を考慮した特別コースの設置を決定するなどの権限を有した(㉞398)。1945年に中等教育機関には管理運営評議会が設置されたが、1960年に普通教育コレージュに改称された後も、この学校には、管理運営評議会は設置されず、以上の管理運営方式が1968年まで保持された。

2 技術リセ(lycée technique d'État, nationalisé, ou municipal)

一般に技術リセと総称されるこの学校は、1960年の改称㉞以前においては、国立技術学校(école nationale d'enseignement technique)、国立職業学校(école nationale professionnelle)、技術コレージュ(collège technique)と呼ばれていた。この学校の管理運営は、1903年2月13日および1921年12月24日付の政令で規定された。それによると学校は、校長(directeur)によって管理され、校長は「管理運営評議会」(conseil d'administration)、「継続教育委員会」(conseil de perfectionnement)および「学校委員会」(conseil d'école)の補佐を受ける。まず、この管理運営評議会の構成は、その3/4が職権委員(知事、大

学区総長、市長、技術教育主任視学官、県会議員、校長、出納係、最も代表的な技術教員組合の代表2名)であり、 $\frac{1}{3}$ は任期3年の任命委員である。この任命委員は、文部大臣によって任命され、委員の半数は使用者組合から、残り半数は最も代表的な労働組合から選出される。評議会は年2回、知事の主宰によって開かれ、予算案の検討、学校の物質的運営を確保するとされた(④401)。つぎに継続教育委員会は、学区総長が主宰し、普通教育コレージュの後援委員会と同じ方法で構成される。その構成は、 $\frac{1}{3}$ が職権委員(学区視学官、県会議員2名、技術教育視学官、校長、実習長、普通教育・技術教育・商業教育のそれぞれの教員団より4年間の任期で選出された代表、技術教育コレージュの職員代表、同窓会代表、出納係、学監)、 $\frac{2}{3}$ が任期4年で文部大臣より任命された任命委員である。この任命委員のうち、使用者組合代表と最も代表的な労働者組合の代表とは同数であり、その他、技術教育評議会の2人の委員が加わる。この継続教育委員会は、少なくとも年一回、通常6月に開かれ、学校における教育上、規律上の責任をもち、授業時間割、各専門の詳細なプログラム、予算、技能職員の数と任用、給費の配分、実習に関する改善について提案と意見を具申する権限が与えられている(④401)。学校委員会は、後に触れるリセの教授会(assemblée des professeurs^(注))と同じであり、教員全体で学期に少なくとも一回開かれ、校則の原案を作成し、管理運営評議会に提出するなどの役割が与えられている(④402)。以上のように、技術リセにおいては、技術教育の特質から生ずる社会や生産との結びつきが、早くから学外者等を管理運営に参加させることを可能にしていたように思われる。

3 リセ(lycée d'État, nationalisé, ou municipal)

今日リセと呼称されているものには、国立、国立化、および市立リセがあるが、1960年の改称以前では、それぞれ、リセ(lycée)、第二段教育国立コレージュ(collège national de l'enseignement du second degré)および第二段教育コレージュ(collège de l'enseignement du second degré)と区別されていた。リセは、ナポレオン学制以来フランス中等教育の中心をなしてきたものである。その学校管理運営は、1803年6月11日付省令⑤によれば次のようになっていた。すなわち、リセの管理運営は、校長(proviseur 女性の場合には, directrice), 副校長(censeurあるい

は女性総監督官surveillante générale)によって行われた。副校長は、総監督官(surveillant général)および出納係(économiste)の補佐を受ける。リセの指揮と管理の任務をもつ校長は、学区視学官を通して学区総長と行政上の連絡を確保し、強力な権限を有していた。副校長は、校長の下で学内の規律、風紀および生徒の学習に責任をもたされており、さらに副校長の下には、生徒の学習を監督する学監(maitre d'études)および廊下、自習室、レクリエーションにおける秩序を保たせる役割を果す監督官(surveillant)が存在し、諸外国に比類のない管理体制が敷かれていた。

これらの管理運営機関に、1939年7月24日付の省令⑥は先に触れた学級委員会と教科委員会をつけ加えた。このうち、学級委員会は、学年始め10月と各学期末の計年4回開かれた。委員会は、校長、副校長あるいは総監督官、クラスを担当する教員全体から構成され、生徒の学籍簿の作成、各教科の調整、学級の授業組織、および給費の配分に関して審議する権限が与えられた。他方、教科委員会は、文科、理科、歴史・地理、現代語の四つに分けて設置され、その委員構成は、校長、副校長および当該教科の教員からなり、教科書および教材の採択を決定し、また各教科間の調整を行った。この二つの委員会は、「指導学級」の実験的試行の結果から一般化されたものであり、従来の文部大臣——学区総長——学区視学官——校長の一体化された中央集権的管理運営に新しい風を吹き込むものであったが、第二次大戦突入によってその実質的效果を見ることはできなかった。戦後になって、この二つの委員会は本格的な機能を果すが、とくに学級委員会の方は、進路指導の分野で有効な役割りを担うことになる。

大戦直後の大きな改革は、1945年3月10日付政令⑦によるリセへの管理運営評議会(conseil d'administration)および常任委員会(section permanente)の導入である。この評議会の構成ならびに権限については、同年5月2日付省令⑧が規定した。これによると、委員は職権委員、教員・監督官からの選出委員、およびリセの望ましい運営と利益のために指名される指名委員の三つのカテゴリーからなる。同窓会および父兄代表がそれぞれ一名加えられることになり、指名委員のカテゴリーに入れている。各々のカテゴリーの構成をみると次のようである。

【職権委員】学区総長、知事もしくは副知事、学区視学官、市長、リセの分校がある場合はそれが所在する地方公共団体の長、校長、副校長、各教科主任、

総監督官、出納係、青年・スポーツ県機関長、学校・大学衛生地方視学官、技術教育視学官。【選出委員】教員代表、監督官代表、技能職員代表で任期は一年間。その数は学校規模によって異なる。【指名委員】知事、大学区視学官および校長の具申に従い大学区総長の推薦に基づいて文部大臣が任命した6名の委員で、任期は4年である。その6名は、商業・工業・農業関係者代表、商業・工業・農業会議所代表、労働者組合および技術教育顧問2名が加えられた幹部労働者組合代表からなる。

管理運営評議会は、大学区総長が主宰し、年間少なくとも二回開催され、リセの物質的、精神的および教育上の運営に関して「最高の監督」(la haute surveillance)を行使する(②第5条)。このために、評議会は、各事項に関して審議し、「執行的決定」(décisions exécutoires)、「提案」(propositions)あるいは「意見」(avis)を決議することができ、また「要望」(vœux)を表明する権限が与えられている。執行的決定事項は次のようである(②第6条)。

- 1項 通学制学校・寄宿制学校の財産の管理方式。
- 2項 不動産の賃貸借および賃貸料。
- 3項 動産の購入、修理および不要設備・備品の売却。
- 4項 購入の方式および入札心得書。
- 5項 予算超過を引き起こさない範囲における物質的なあらゆる改善。

以上の事項に関する議決は、議決後20日以内に、監督権限である大学区総長が修正を行ったり、あるいは取り消しを宣したり、または執行の保留を行わない限り、完全な法的効力をもって執行される。

一方、評議会の「提案」に関しては、予算案および補正・臨時予算案を審議し、行政側の提案とは異なる提案を表明することができるとされ、また決算を認可し、その収支に関する決定を文部大臣に提出すると規定されている(②第7条)。その他、評議会は、寄宿料の改定、給食、保健、用務員の管理(任用)、訴訟、不動産の管理、その他管理運営評議会の常任委員会より送付されるあらゆる問題に関して「意見」を具申する権限が与えられている(②第8条)。管理運営評議会は、常任委員会を構成し、最低月一回開催され、絶えず活動する。常任委員会は、校長(議長)、副校長、出納係、総監督官、および職員・技能職員代表で構成され、必要とされる場合、発言権のみを有する生徒代表を召喚することができた。この常任委員会は、

学内委員会(conseil intérieur)および懲戒委員会(conseil de discipline)の二つの機能を果す。このうち学内委員会は、常任委員会の委員の他、教授会で選出された委員を加え、校長の発議によって各学期末に開催される。この場合、審議事項は学内問題に限られ、父母代表の出席は除外される。すなわち、常任委員会は、当該リセの教育組織、教育計画、学校生活の改善、道徳・市民教育の調整、物質的管理、指導つき活動(activités dirigées)および社会活動(œuvres sociales)に関して意見を具申する権限が与えられていた。常任委員会が、生徒の個人的な事例を裁定する時、懲戒委員会となり、各学期末に最低一回開催される。この場合、第二期課程(15~18才)および高等専門学校準備級(classes préparatoires)の生徒代表を加えることができるとし、また校長が適当と認めれば、その他の者を加えることができた。その後の通達③は、父母会代表1名の参加を規定した。校長の推薦に基づいて学区総長によって選ばれるこの父母会代表は、生徒の尋問に出席し意見を述べるが、委員会の議決の前には退出するよう変更された(④、⑤401)。

リセに導入され管理運営評議会は、その他の中等教育機関にも導入された。以上において述べたリセの管理運営評議会および常任委員会の考察を行うまえに、その他の機関の管理運営評議会についても触れておきたい。

4 技術教育コレージュ(collège d'enseignement technique)

このコレージュは、1960年の機関名改称以前においては、職業訓練センター(centre d'apprentissage)と呼ばれていた。このコレージュへの管理運営評議会の導入は、1953年⑤である。この評議会は、職権委員、選出委員および指名委員より構成されており、職業に関係する代表(使用者側、労働者側)が含まれている他は、リセのそれと同じであり、その権限も同様である。また、リセの場合と同様に常任委員会を構成していた。

5 中等教育コレージュ(collège d'enseignement secondaire, CES)

このコレージュは、先にも触れたように1963年8月3日付政令によって設置された法人格と自律性を享受する「国立化」の機関である。この学校は、1959年のベルトワン改革において既に構想されていたものであり、当初11~13才の2か年であった観察指導課程を11~15才の4か年に延長し、この課程の教育を独立した

学校で行う目的で創設された。それによって中等教育機会の平等化、進路指導の円滑化、教育課程（コース）の総合化を目的としており、近年中に、第一期課程の教育はすべて、ここで行われることになっている。この中等教育コレージュの管理運営は、1967年8月7日付の省令によって規定されたが、それによると、その管理運営は管理運営評議会の補佐を受けて、校長（principal）が行うとされた。この機関における評議会も、職権委員、選出委員および指名委員より構成されている。選出委員は、教職員代表であり、教職員の異なった四つのカテゴリーに対応する四つのリストに従って選出される。その権限は、リセの管理運営評議会とほぼ同じである。

6 1945年設置の管理運営評議会の問題点および批判

以上において検討してきた各種の中等教育機関の管理運営を1945年以前に限定して比較すると、とくにリセにおいて管理運営の制度的民主化の遅滞が明白であり、それゆえに1945年の改革がリセの管理運営制度にとって大きな意味をもっていることが判明したように思う。事実、1945年の改革は、リセにとっては、ナポレオン学制以来のものであり、文部大臣、その代理としての大学区総長、大学区視学官、そして校長という一方的管理形態の中への管理運営評議会の導入は、制度的にみて画期的なものと言わねばならないであろう。

管理運営評議会を通して、教員、父母、生徒を始めとして当該学校に関与する者を、その管理運営に参加させ、また評議会の権限についても、その法文を検討する限り一応の民主的性格を明らかにしている。しかし、1968年の改革に至るまでの現実はどうであったであろうか。1945年改革の不備、現実の運用上明らかとなった不備に対する批判を通して問題点を明らかにしてみよう。

まず、この管理運営評議会の構成上の問題に触れたい。評議会は合議性の原則をとっており、学内委員会に父母代表および生徒代表という利用者の代表の参加を導入したが、その数はその他の代表に比較して少ない。生徒参加の現実については、規則的に行われた学校が存在していたようであるが、発言は少なくきわめて臆病であったと報告されている（㉔16～17）。また生徒が学級を代表する場合、相互理解が前提とされるが、48人の学級ではその期待はできなかった（㉔17）。一方、父母代表は、実際には、ほとんど参加しておらず（㉔16）、大きくは重視されなかったようである。さ

らに評議会委員の総数は、かなりの数になっていると想像されるが、民主主義は能率をも要求するのであり、その観点から考えると、効果を十分発揮し得たかどうかについては疑問が残る。

つぎに管理運営評議会の権限について考察する。この法文は、1945年5月2日付省令第6条として先に挙げたが、現実における運用については、次のような批判がなされている（㉔8～9）。

まず第一に、執行的決定についての第6条の第1項、第2項および第5項は事実上存在し得ないし、その第3項および第4項も重要性を持っていないとする批判である。これらの事項に関して、管理運営評議会は出納係を信用する以外に方法がないのであって、評議会の議決は大学区総長の承認を求めて送付されるだけである。とくに、管理運営評議会が当該学校の動産の購入を議決できるとする第3項について、事実上、評議会はその権限を全く持っていない。というのは、①評議会には支出命令権が与えられていないこと。②小額の物品の購入は、出納係が学校の外部の諮問を受けることなく執行できる。その他の物件の場合、物品の購入は、中央機関に要求しなければならないが、評議会の意見は中央機関に対して関心事とならない。また、比較的件数は少ないが、補正・臨時予算によって購入される（㉔第7条）場合があった。このように評議会の執行的決定を議決する権限は、現実には存在しなかったといっても過言ではあるまい。

つぎに考察する評議会の審議権についても同様なことが言える。すなわち、予算案の審議においては、すでに作成されたものが送付されてくる。これは、決算についても同様である。予算案の決定権は、かつては、文部大臣にあったが、当時、大学区出納係の所轄事項に属しており、これらの行政機関が実質的な権限を行使していた。また補正・臨時予算の承認あるいは拒否、および予備費の管理も、最高の権限に属する行為であり、かつては、中央行政機関に属した権限であったが、当時は、大学区行政機関に移されていた。この場合、学校の管理運営評議会は、その事務局に対してなんらの影響力も有していなかったと言われている（㉔9）。

さらに、管理運営評議会の諮問権については、評議会が行う意見の具申や答申は無視されがちであり、行政側と異なる意見を具申することもなかった。したがって、この点に関しても管理運営評議会は無能であり、現実的な権限は持たなかったことになる（㉔10）。

市立リセの場合には、管理運営評議会は圧力団体として市側に働きかけることができたのであるが(㉔10)、自律性を有した国立機関として位置づけられているリセは、行政の強力な監督の下で呻吟していた。

同様な監督は、本来学内問題のみを審議する学内委員会にも向けられており、この委員会の権限も奪われていたようである。すなわち、懲戒制度(校則)の部分的修正は別として、その他の権限は中央教育行政機関およびその大学区における代理である学区業務(*services académiques*)に現実的には属していた。そして「戦略的にうまく配置された下級公務員」(㉔11)が、当該学校における教科外活動や、社会的活動を拒否したり、取り消しを行ったと言われている(㉔11)。

以上のような法規定と現実とのくい違いは、次のように、反省をもって結論づけられるにいたった(㉔11)。

- ① 1945年の立法者が、そのなかで練ったその精神を尊重すること。
- ② 立法者があまりにも臆病であったことを反省すること。
- ③ 官僚的中央集権主義の貪欲さが、その実質的な役割を空洞化させたことを一層反省すること。
- ④ 校長や教授がこの立法の重要性を敏感に感じとらず、不十分な利点であってもそれを強力に擁護しようとしなかったことを反省すること。

「中央集権の貪欲さ」を規制するために、立法者がもっと勇気をもっておくべきであったことは、当然であるが、1945年の立法精神を尊重し、その重要性を十分認識する必要があった。これについて、校長、教員等の学校側の問題を敷衍しておかなければならない。学校は、各種集団の寄せ集め(*juxtaposition de collectivités*)となっている。すなわち、教員団、監督官団、事務職員団および生徒が密接な関連をもたぬまま並存しており、教員団のみについてみてもそれが単一の職団(*corps*)を構成しているのではなく、複数の職団をなし、互に既得権の拮抗を重ねていた。さらに個々の教員にとって「学校は、そこで孤独、かつ無責任に働く一定の数の屋台店の並存にしかすぎなかった」(㉔20)し、教員が、権利と義務を認識した共同管理者(*cogestionnaires*)となるには困難な点あった。これまで中央集権的管理に慣れてきた学校側には、新しい試みに一種のとまどいも意識されたに違いない。このような態度は、新しい管理運営制度が法制化された場合でも、依然として従来の制度を保守することに

なる。事実このような意識から、行使しうる僅かな権限をも捨て、学校は「決定権を順次、中央官僚のもとに戻していき」(㉔8)、1945年の改革にも拘らず学校の管理運営評議会および常任委員会は、空洞化されていったとも言えよう。

三 1968年の管理運営評議会の改革

1 管理運営評議会改革の要因

1968年、パリ大学ナンテール分校に端を発したフランスの大学紛争と時を同じくして、リセにも多くの反乱が起った。これらの反乱の原因は、幾分、政治的、イデオロギー的にも求められるが、しかし抗議者のすべてがベトナム反戦、毛沢東主義者、あるいはトロッキストといった闘士ではなかった(㉔15)。1968年に中等教育が認めた病根は、突発的なものではなく、「制度の目的そのものが問われている深い危機の問題であった」(㉔9)。すなわち、ナポレオンによって創設されたりセは、その根源において、政治的、社会的使命を持っており、未来の忠良なる国家の幹部要員の道徳的・知的教育を確保しなければならなかった。学校生活は、この目的に応じて方向づけられていた。すなわち、リセの生徒は、寄宿生制度を通して軍隊式の規律を受け、教育においては、反復と記憶力に訴える厳しい訓練が中心となっており、抽象化と束縛をその特徴とし、人間のもつ自発性は抹殺されていた。1870～80年代に実証主義の影響を受け、科学技術が取り入れられた。また1930年代には、無償化や高い教育要求によって、中等教育人口は増大した。同時に児童心理学の発展は、民主的教育を基盤として新しい教育の理念を発達させた。この理念は、1945年以来、通達や官報を通して頻繁に公にされたが、以上において検討してきたように、学校の管理運営の方式を深く変革するには至らなかった。

一方、生徒は、①身体的に早熟化しており、②これとは反対に社会に出る時期は遅くなっていて、③このようなことから成人社会、また、受けている教育自体にも安全を見出し得ず、不安感をもっていた(㉔I)。

このように、リセについては、政治的・社会的使命に加えて、科学・技術的要請および教育学的・心理学的要請が明らかになり、知識の伝達は二次的な仕事になっており、制度の目的そのものが問われていたが㉔9、リセの教授は、教育学的・心理学的養成を受けておらず、現代社会におけるリセの生徒に効果をもって対応することができなくなっていた。これに加えて、

リセでは、校長、副校長および監督官等による万全の管理体制が依然として維持されていた。紛争の直接の原因は、この管理運営の過剰な権威主義と対話の欠如に求められる^⑧。

リセの紛争は、1968年1月からその徴候をみせており、校則に反したとしてデモ活動に参加したリセの生徒が退学処分を受けたことに始まる。こうした当局の強硬な態度に対処するため、多くのリセに「リセ生徒行動委員会」(comités d'action lycéen)が結成された。文部当局は、リセ生徒の政治活動を抑圧する政策を執ったが、その効果を発揮しないうちに、フランスは「5月革命」を迎え、リセも全面的なストに突入した^(⑩109)。こうして、伝統的な権威主義的の学校管理運営制度は改革されざるを得なくなったのである。

2 管理運営評議会改革の成立およびその特徴

フォーール(Edgar Faure)文相は、管理運営評議会を改革し、管理者、教師および生徒の間において対話の糸口を開くことにした。高等教育における学生の「参加」(participation)がド・ゴールの演説に現われたのは、1968年5月24日であったが、中等教育機関における管理運営評議会にも生徒を参加させる方向で改革案が作成された。改革法案は、同年9月24日の国民教育高等審議会において満場一致で承認され^(⑩23)、「第二段公教育の機関評議会に関する1968年11月8日の政令968号」(Décret n° 68-968 du 8 novembre 1968 relatif aux conseils des établissements d'enseignement public du niveau de second degré)^⑩が公布された。この間、政府は、学生参加を骨子とした「高等教育基本法」(1968年11月12日)の法制に力を注いでいたため、中等教育における機関評議会の成立と公布が遅れ、結局高等教育基本法が議会で成立した日の翌日、すなわち1968年11月8日の公布となった^(⑩109)。中等教育学校に関しては、この間、コンセイユ・デタの審議を待たずに、生徒代表の任命と役割についての通達が出され^(⑩)、さらに学校の構成員の責任に関する通達^⑩が公にされている。

この中等教育(第二段教育)機関における評議会の改革は、1969年9月16日付政令^⑦および省令^⑩、と1971年10月8日付政令^⑧および省令^⑩によって一部修正されている。この改革によって、これまで管理運営評議会が設置されていなかった普通教育コレージュを含め、中等教育機関のすべてに、「管理運営評議会」(conseil d'administration)、一つもしくは複数の「常任委員会」(une ou plusieurs commissions perma-

nentes)、および「学級委員会」(conseils de classe)が設置され、その構成、権限に関しては抜本的な改革がなされた。その特徴を挙げると次のようである。

- ① 委員構成を改革し、代表者数を同数とした。
- ② 生徒参加を認め、教育的意義を付与した。
- ③ 委員数が多くなり非効率になるのを避けるため、学校規模に応じてその数を定めた。
- ④ 校長のこれまでの権限を緩和した。
- ⑤ 社会との結びつきを重視した。

3 管理運営評議会の構成と権限

委員は、管理職代表、教員代表、事務職員・監督官・技能職員代表、父母代表、生徒代表および学外有識者の6つのカテゴリーから構成されており、それぞれ全体の $\frac{1}{6}$ を占める。ただ、教員代表と事務職員・監督官・技能職員代表は、あわせて全体の $\frac{3}{6}$ を占め、このうち、教員代表は、生徒数600人以下の学校の場合を除き、他の職員代表の2倍以上とされている。委員の全体数は、学校規模によって異なっており、それぞれの構成は別表のとおりである。改革当初においては、委員の全体数が最高48名に達していたが、多人数のため効率ある運営が困難なことから、1971年に修正され、学校規模は3段階として最高36名とした^⑩。

各カテゴリーの代表者についてみると、まず管理職代表は、生徒数600人以下の学校においては4人であるが、その内訳は次のようになっている。視学官(学区視学官:CEGの場合は県視学官,CE Tの場合は技術教育視学官にそれぞれ代りうる。CEGおよびCESでは県視学官,CE Tでは技術教育視学官が出席する)、校長、副校長、および事務監理(gestionnaire)の4人であり、生徒数601人~1,200人未満の学校では、教育主任顧問あるいは教育顧問、もしくは、校長が指名する管理職代表が一人加わる。生徒数1,200人以上の学校では、さらに事務管理補佐が一人加わる。

教員代表および事務職員・監督職員・技能職員代表のうち、教員代表は1945年の管理運営評議会に参加が認められていたが、その他の学校職員は、大かれ少なかれ無視されていた。教員およびその他の職員代表は、選出委員であるが、このうち教員代表は、名簿制投票で、パナシャージュ(panachage 混合投票方式)によらず、比例代表制によって選出される。CESの場合は、I型(リセ型)の教育を行っている教員と、II型(CEG型)およびIII型(推移学級型)の教育を行っている教員は、それぞれ独立した選挙団を構成し、

学校規模・種別による評議会委員数

学校規模	代表者	管理職代表	教・職員代表	父母代表	生徒代表	学外有識者	合計
生徒数 600人 以下		4	8 (5 教員 1 事務職員 1 監督職員 1 技能職員)	4	4	4	24
生徒数 601人以上 1,200人未満		5 (4 + 1 教育主任顧問)	10 (8 + 2 教員)	5 (4 + 1 父母)	5 (4 + 1 生徒)	5 (4 + 1 評議会指名)	30
生徒数 1,200人 以上		6 (5 + 1 事務監理補佐)	12 (10 + 1 教員 1 技能職員)	6 (5 + 1 父母)	6 (5 + 1 生徒)	6 (5 + 1 その他)	36
小学校教員 養成師範学校		4	8	—	4	4	20
第2期課程および 職業教育コースをもつ 師範学校		4	8	2	6	4	24

(Arrêté du 8 octobre 1971)

代表を選出する(⑨第17条)。その他の職員は、2回にわたる単記投票により選出される。一学年間の任期で任命された補助職員および契約職員も投票権をもつ。

父母代表は、管理運営評議会で実質的な地位を確保するよう数年来望まれていたが、この改革によって実現された。父母代表は、なんらかの父母の協会ないしグループに属し、その代表の形式をとることが望まれている。これらのグループは、最初は、選挙期間のみであったが、学年を通じて存続するよう指導されている(⑩103)。この代表は、学校規模に応じて4人、5人、および6人となっている。しかし、バカロレアを取得後高等教育機関進学準備をしている学級(classes post-baccalauréat)では、生徒に一議席を譲り、また、この学級が学校の全生徒数の50%を超える場合は、2議席を生徒に譲る。父母代表は、パナシャーージュによらず、名簿制投票によって比例代表制で選出される。投票権は、子どもの数に拘らず家族一票である。

生徒代表の参加は、紛争解決の直接の目的となっており、この改革の主眼点の一つであり、生徒自身による自己の責任の自覚を促すことを目的とした。この生徒代表は、父母と同様に、学校規模に応じてそれぞれ4人、5人および6人である。完全な権利をもつ生徒代表の参加は、第二段教育第二期課程(15~18才)の生徒に限られている。中等学校にはCES、CEGのように第一期課程(11~15才)のみで構成された学校があるが、この場合、1968年の政令では、生徒代表の議席は父母代表がこれを確保するとされた(⑥第5

条)。そして、生徒代表については、この課程の最上級(第3級一中等教育第4学年)の生徒を、発言権は有するが投票権は有しない資格で参加させることにした(⑥第9条)。生徒代表の選出は、二段構えで行われる。まず、各学級(classeあるいはdivision)は、単記投票で2人の代議員を選出し、つぎに、それらの代議員は最終代表を2回の単記投票で選出する。その場合、代議員以外の生徒を最終代表に選出することもできる。高等教育への準備級のある学校では、代表者のうち一人は、この準備級から出さなければならない(⑦第14条)。

外学有識者は、県議会によって指名された県会議員、地方公共団体の代表(市長その他)、校医、進路指導センター代表、管理運営評議会によって指名された者等より成っている。

新しい管理運営評議会は、以上のように、従来とは大きく異なる代表制を導入したが、それに伴って評議会の権限も拡大されている。評議会は、審議事項によって「執行的決定」(décisions exécutoires)を議決する場合と、「提案」(propositions)あるいは「意見」(avis)を具申する場合とがある。国立リセ、国立化リセ等は、法人格と財政的自律性を享受する公機関であり、その他の公機関の管理運営評議会が行う議決と同じように、この中等教育機関の管理運営評議会の議決は、監督権限(autorité de tutelle 大学区総長、大学区視学官等)の承認を得なければならない。その方式は、執行的決定であるか、あるいは、提案および

意見であるかによって大きく異なっている(⑨109)。

①執行の決定の場合、評議会の決定が監督権限(大学区総長)に送付された後、ある一定の期間(財政問題では3か月、その他の事項は20日)の間に、監督権限から決定の修正や執行の拒否がない限り、完全な法的効力をもって執行される。この場合、監督権限は、評議会における審議それ自体には介入せず、ただ国の法令にその決定が抵触していないかどうかを管理するに限られている(⑨110)。

②提案もしくは意見の場合。この場合は、上記の場合と全く異なっており、承認に要する期間はない。評議会によって具申された提案あるいは意見に、監督権限の大学区総長が同意を示せば、行政的決定(décision administrative)となる。したがって、評議会の決定が執行的になるかどうかは問題ではなく、評議会の意見に基づいた大学区総長布令(arrêté rectoral)の公布が重要となる。しかし、時期を逸してなされた提案は実施されないのであって、予算増の要求などは、管理運営評議会の提案を待たずとも、大学区総長が自由にその決定を行う。これは、文部大臣の代理としての大学区総長のみが可能なことであり、評議会にはその権限がない。この財政事項に関する発議権は、法令上、明確にされてはいない。しかし、原則は、①管理運営評議会の決定もしくは提案を受けている場合でなければ、大学区総長は行動をとれないこと、②その結果、大学区総長は、評議会における審議内容を変えることはできないのであって、評議会自身による修正を促すか、あるいは、その取り消しを宣することができるのみであるということである。

(⑦第8条)。また、同様な趣旨から、評議会の提案が「有効でないとき、拒否理由(motifs du refus)が通知される」(⑩第9条)。改革前においては、大学区総長は、補正予算要求総額を修正したり、それを学校予備費から控除することもできた(⑨111)。

つぎに管理運営評議会の権限に関して、その特質が現われている事項について考察し、評議会の性格を明かにする。まず、管理運営評議会は、学校の教育活動、規律、財政および設備・備品に関するすべての領域においてその問題を審議し、その決定が一部執行的となるような決定を行う。予算を議決し、決算を行い、予算内での物件費の使途、動産の更新等のための補助金の使途、教育費の配分について審議・決定する他、前年度会計における物件費の10%を越えない額の予備費の使途を議決する権限が与えられている(⑦第

8条)。

評議会は、訴訟の提起あるいは裁判における弁護、遺贈・贈与の受領、財産の取得あるいは譲渡、負債および維持・保存事業に関して必ずその意見を表明しなければならない。その他、選択科目の設置・廃止、教職員の備品の要求、課外活動などの学校の教育・学習組織や学校建築計画、通学時の生徒の運送などに関して意見あるいは要望を表明することができる(⑩第9条)。

改革された管理運営評議会の性格は、校則(règlement intérieur)に関する権限によく現われている。校則は、この評議会において制定されるが、改革以来、この校則はすべてのものが携わる契約(contrat)として考えられるに至っている。ここに著しい発展があり、従来の学校社会における各構成員間の関係を不可逆的な方法で変えた。すなわち、①契約としての校則は、生徒ばかりでなく、学校的全構成員に向けられる。したがって、教授、生徒、事務職員、監督職員、技能職員、父母および学外者は権利と義務を有する。②校則の制定は、構成員の討論と同意に基づく。③従来の校則は、不変のものであったが、契約は仮のものである。④契約として考えられる校則と従来の校則との相違はその内容にある。従来の校則は、禁止・否定的項目の収集物であったが、契約としての校則は、義務を定めたばかりでなく、達成すべき目標をも定めている(⑨111—13)。160年間、万全の管理体制を基礎としてきたリセが、教育者と被教育者の互の最大の部分を引き出す方式として、この契約の本質的機能を導入したことは、教育における権威と自由あるいは自律の新しい関係を作り出したことになる。

管理運営評議会は、校内における生活ならびに校外活動についてもその機能を果す。学内に関しては、後に触れる常任委員会、懲戒委員会を通して行うが、注目すべきは、校外活動に対する役割である。評議会は、生徒の社会・教育協会(association socio-éducative)の組織化を促し、その学校内における活動の認可を与える。この協会は、通常、社会・教育クラブ(foyer socio-éducatif)と呼ばれ、教育的意義を持つクラブで、社会・市民生活、スポーツ、体験を通しての自由の見習いなど、知識以外のものを通しての人格の伸長を目的としている(⑨19)。この組織は、校長を始め成人三人を含むが、成人の役割は技術的助言に限られ、もっぱら生徒の自発性によって組織され鼓舞されなければならないとされている。このような

社会的活動は、これまでのリセには全く欠けていた。

管理運営評議会には、以上のような構成と権限、および役割が与えられた。しかし、執行者の長は、校長であり、評議会と意見が対立する場合には、校長は評議会に対して拒否権を用いることもできる。しかしながら、校長は唯一無比でありその権限は絶対である(⑩⑪)とされていたのに比較すると、学校の構成員および関係者の多くの参加は、「神をうしろだてとしていた校長」⑩の権限を緩和し、管理運営における責任をよりよく分配する役割を果たしており、民主化の「制度」を構築したということができよう。

管理運営評議会は、リセ、およびCESでは、大学区視学官が、CEGでは県視学官が、またCETでは技術教育視学官が主宰し、少なくとも各学期に一回開催される。

4 常任委員会および学級委員会の構成と権限

管理運営評議会は、その下に常任委員会を構成している。常任委員会は、附属機関がある場合、複数となる。その委員構成は、校長(議長)、管理職代表3人、教員代表3人、事務職員代表1人、監督職員代表1人、技能職員代表1人、父母代表2人、生徒代表2人の計14人からなる。1968年当初は、17~20人で構成されたが、評議会の減員と同じ理由により1969年にこの委員数になった。この委員会の役割および権限は、①管理運営評議会より送付されたすべての問題について審議・議決したり、②校長が送付した事項、あるいは学校の利益のために校長の留意が必要とされる事項について校長にその意見を具申することである。常任委員会は、執行的決定を行うこともできるが、この場合、校長は決定の執行を停止させ15日以内に評議会を開き、その決定を承認させなければならない(⑦第18条)。この常任委員会は、評議会に比較してより柔軟性をもち、形式的でないので、合議的性格を濃くしている(⑩⑪⑫⑬)。

常任委員会が、生徒の個人的な問題を取扱うとき、懲戒委員会(*conseil de discipline*)となる。その際、婦人家庭訪問員(*assistante sociale*)、進路指導カウンセラー、訴訟された生徒が属する学級の担当教員のうち校長が指名する者2人、訴訟された生徒が属する学級の生徒代表2人が、議決権を有しない資格で加わる。その他、必要と認められる者、すなわち訴訟された生徒、生徒の出頭を要求した者、訴訟された生徒の指名する弁護人を入れることができる(⑧第21条)。

学級委員会は、校長またはその代理人の主宰の下に、各学級ごとに設置されている。学級委員会は、学級における活動および各個生徒の学業状態に関して審議するのを目的としている。委員会は、職権委員(副校長、学級を担当している総監督官、校医もしくは進路指導医、婦人家庭訪問員、進路指導カウンセラー)、学級担当の教員、学級担当の監督職員、父母代表2人、学級の生徒代表2人より構成されている。父母代表については、父母会(*association de parents d'élèves*)によって提出されたリストに基づき校長が指名する。委員会に、父母代表および生徒代表を出席させるべきかどうかについては、長年、職権委員側に意見の不一致があった(⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)。1968年段階では、両者の参加が認められていたが、この場合、審議内容は、学級における活動全般に関するものに限られており、生徒の学業状態に関する審議は、両代表が退場した後に行うとした(⑥第25条)。1969年の政令は、これを修正して、学級委員会は学級における活動全般と生徒の学業状態を審議するとして、その委員会への、とくに生徒の個人的な審議をする場合への両代表の出席の方式については、管理運営評議会が決定することとした(⑦第25条)。したがって、学年最初の評議会において、父母および生徒代表が、学級委員会の審議全体に参加できるかどうか決定される。生徒の個人的事項に関する審議に両代表を参加させることに決定した場合、生徒や父母を傷つける危険のある学籍簿上の諸点を避けるのは校長の責任とされた(⑭第4章)。

5 管理運営評議会の問題点および批判

1968年の改革は、学校の全構成員ならびに関係者の参加を認めることによって、それらへの責任の分配を図り、従来の校長を中心とした管理体制を緩和し、合議制の管理運営制度をうちたてたといえる。そして、管理運営評議会やその他の委員会の委員構成ならびに権限については、これを詳細に定めたが、その委員会の運営については、厳格かつ画一的に規定することを避けた。これは、評議会・委員会が、学校共同体の活動全般に密接に結合しておくことの必要からであり、そのため多くの自由と柔軟性を与え、その円滑な運営を目指したからである。

しかしながら、このような改革にも拘わらず、紛争がすぐさま鎮静したわけではなかった。この事実との相関関係は、ここで明らかにすることはできないが、この改革がとり残した問題点および新たに引き起こされた問題点について考察しておかねばならない。

その一つは、生徒代表の数が、全生徒数に対して少ないという指摘である。このため、生徒代表は、他の生徒と十分に接触できず、真の代表となりうるのかについて疑問が持たれている。また、生徒代表選出が、生徒相互間の接触の浅い学年始めに行われることも残念がられている(㉔43)。一方、父母は関心が低く、初年度の選挙投票率は29~50%であったと報告されている(㉔I)。

さらに、評議会の権限のなかで、最も重要と思われるのは、予算等に関する事項であるが、これに関する評議会、委員の行使する自由と発議権は、現実的には制限されている。その多くは、審議前に定められており、その他の場合、通達等によって拘束されていると指摘されている(㉔44)。

また、活発な発展が期待された社会・教育クラブは、生徒側における参加者の少なさ、教師側における多忙さ、財政上の貧弱さによって不活発になっている(㉔44)。

このような改革の経過に関して、フォール文相に代って登場したギシャール(Olivier Guichard)文相は、実施3年後の1971年段階で、参加を導入した改革が、一部期待どおりの成果をあげていないことを認め、その原因が法律(制度)にあるのではなく、参加者の方にあるとして次のように述べた。すなわち、文相は、参加は「脆弱な建物」(édifice fragile)であり、参加者は精神と規律を尊重しなければならないと述べ、管理運営評議会を「国会」と間違えてイデオロギーを持ち込むことや、参加者の権限・役割を混乱させて参加することを戒めている(㉔VII)。事実、教員代表は、同僚の代表者というよりは、教員組合の戦士として、また父母代表のなかには選挙人と真の関係をもたない父母代表として選出され、評議会を演壇として使うものもいた(㉔II~III)。このような事態は、生徒代表を始めとする他の参加者に否定的な印象を与え、評議会に対する期待を希薄にし、延いては、評議会を無能なものにする危険がある。参加を考えると、その手続き、代表の選出、多数決等の「制度」を考えなければならないことは当然であるが、参加に対する精神および態度がその根底において尊重されるべきことも同時に考えられねばならないであろう。

四 <おわりに>

フランスの中等教育機関のうち、とくに、リセに限定して考えると、ナポレオン学制以後第二次大戦前夜

に到るまで、その管理運営にまで下ってその改革が試みられたことはなかったが、以上において考察してきたように、1945年、および1968年に、その改革が行われた。このうち、1945年の改革は、ランジュヴァン・ワロン教育改革委員会が活動していた民主的風土の中で生まれたものである。それまでの校長を中心とした管理運営制度を廃し、全般的ではないにしても、教員、職員、学外者の参加を認めた合議制の管理運営評議会を導入した。評議会は、学校の「物質的・精神的および教育上の最高の監督」を行使する権限を与えられており、法令上その民主的性格を明らかにしている。しかしながら、伝統的な中央集権の監督権限が強力であったこと、他方、学校側において、この評議会のもつ重要性が敏感に認識されず、これを擁護しようという努力がなかったこともあって、この評議会は、空洞化されてしまった。法規定が存在しながら、実態的には、従来の管理体制へ回帰していたのである。

リセにおける紛争が誘引した1968年の改革は、父母・生徒代表までも含む、参加者同数の合議制の評議会を設置し、学校管理運営制度の民主化を一段と押し進めたとと言える。そして、この改革は、管理運営の観点のみならず、教育的意義を持っている。すなわち、管理運営への参加を通して、知識の習得ばかりではなく、自由と責任を体験によって習得させるという全人的教育の理念である。この理念は、すでに、ランジュヴァン・ワロン教育改革案(1947)において「こどもに社会生活、わけても民主主義的生活の実習を行わせる」(㉔33)と述べられているが、1968年の改革は、「参加」という実習を法制化し、その機会を与えたことになり、フランスの戦後教育改革上大きな意義をもっているといえる。

しかしながら、この参加を基礎にした新しい制度は、今日、必ずしも期待どおりの成果を上げているとは言えないが、その原因は何であろうか。自己管理、共同管理という言葉に比べて、いささか弱く感じられる「参加」を拒否しているのであろうか。

「制度」はそれ自体民主化される必要があり、学校には公機関の名にふさわしい財政的自律性が確保されなければならないが、その基礎においては、「制度」を支える個人の自律が絶えず必要とされている。この必要は、1945年改革の経過によって明らかである。「1968年の改革は、すべての関係が階級的で権威主義的であり、生活が他から来た規則によって定められていた世界の中に、民主的な運営の原理を持ち込もうと

望んだ」^{⑤⑨}のである。それが達成されるか否かは、「制度」自体も問題にはなるであろうが、個人の責任感に訴える能動的な規律が学べるかどうかにかかっているように。

(注) 教授会は、教員、補助教員、および寄宿生監の全体から構成されており、校長のかたわらで、もっぱら教育上ならびに学校環境の整備の問題を引き受ける(⑤600)。

〈主要関係法令・通達ならびに参考文献〉

1 法令・通達(番号は省略)

a 1945年設置の管理運営評議会に関するもの

- ① Décret du 10 mars 1945
- ② Arrêté du 2 mai 1945
- ③ Circulaire du 17 novembre 1950
- ④ Circulaire du 26 fév. 1951
- ⑤ Circulaire du 21 avril 1953

b 1968年設置の管理運営評議会に関するもの

- ⑥ Décret du 8 novembre 1968
- ⑦ Décret du 16 septbre. 1969
- ⑧ Décret du 8 octobre 1971
- ⑨ Arrêté du 8 novembre 1968
- ⑩ Arrêté du 16 septbre. 1969
- ⑪ Arrêté du 8 octobre 1971
- ⑫ Circulaire du 19 septbre. 1968
- ⑬ Circulaire du 30 septbre. 1968
- ⑭ Circulaire du 23 septbre. 1969
- ⑮ Circulaire du 12 octobre 1971

c 学級委員会・教科委員会に関するもの

- ⑯ Arrêté du 24 juil. 1939
- ⑰ Circulaire du 21 août 1937
- ⑱ Circulaire du 20 déc. 1937
- ⑲ Circulaire du 7 mars 1969

d その他

- ⑳ Ordonnance du 17 fév. 1815
- ㉑ Décret du 18 janv. 1887
- ㉒ Décret du 3 août 1963
- ㉓ Statut du 4 septbre. 1821
- ㉔ Arrêté du 11 juin 1803
- ㉕ Arrêté du 1 août 1967
- ㉖ Circulaire du 9 août 1960
- ㉗ *Bulletin Officiel de l'É. N.* 1968-73

2 参考文献

- ㉘ Chevallier, P., et al. *L'Enseignement français de la Révolution à nos jours. II. Document*. Mouton, 1971.
- ㉙ Conseil d'État. *La réforme des établissements publics* (La documentation française). 1972.
- ㉚ Guillemoteau, R., et al. *Organisation générale de l'enseignement*. Armand Colin, 1972.
- ㉛ I.P.N. *L'Enseignement en France; textes fondamentaux* n°115 F.D. 1961.
- ㉜ Ministère de l'É. N. *La réforme de l'enseignement: projet soumis à M. le Ministre de l'É.N.* 1947.
- ㉝ Minot, J. *L'Entreprise éducation nationale*. Armand Colin, 1970.
- ㉞ Minot, J. *Gestion des établissements scolaires du second degré*. Berger-Levrault, 2^e éd., 1972. (1^{ère} éd., 1972)
- ㉟ O.C.D.E. *Politique et planification: France*. 1971.
- ㊱ Prost, A. *L'Enseignement en France 1800-1967*. Armand Colin, 1968.
- ㊲ Vexliard, A. *La pédagogie comparée*. P.U.F., 1967.

- ③⑧ *Cahiers pédagogiques*, n° 42, 1963.
- ③⑨ *Cahiers pédagogiques*, n° 55, 1965.
- ④⑩ *Cahiers pédagogiques*, n° 57, 1965.
- ④⑪ *Cahiers pédagogiques*, n° 56, 1965.
- ④⑫ *Cahiers pédagogiques*, n° 76, 1968.
- ④⑬ *Cahiers pédagogiques*, n° 84, 1969.
- ④⑭ *Cahiers pédagogiques*, n° 85, 1969.
- ④⑮ *Cahiers pédagogiques*, n° 113, 1973.
- ④⑯ *L'Éducation*, n° 4, 10 octobre 1968.
- ④⑰ *L'Éducation*, n° 10, 21 novembre 1968.
- ④⑱ *L'Éducation*, n° 15, 9 janv. 1969.
- ④⑲ *L'Éducation*, n° 17, 23 janv. 1969.
- ⑤⑰ *L'Éducation*, n° 25, 20 mars 1969.
- ⑤⑱ *L'Éducation*, n° 64, 23 avril 1970.
- ⑤⑲ *L'Éducation*, n° 67, 14 mai 1970.
- ⑤⑳ *L'Éducation*, n° 77, 15 octobre 1970.
- ⑤㉑ *L'Éducation*, n° 78, 22 octobre 1970.
- ⑤㉒ *L'Éducation*, n° 105, 27 mai 1971.
- ⑤㉓ *L'Éducation*, n° 114, 21 octobre 1971.
- ⑤㉔ *L'Éducation*, n° 143, 8 juin 1972.
- ⑤㉕ *L'Éducation*, n° 152, 2 novembre 1972.
- ⑤㉖ Gaussen, F. "La crise de l'enseignement secondaire," *Le monde*, 14, 15 et 16 mars 1969.
- ⑤㉗ Vexliard, A. "Centralization and Freedom in Education," *Comparative Education*, Vol. 6, No.1, 1970. pp. 37-47.
- ⑥① キャンデル, I. L. 著 清水義弘他訳 『変革期の教育』 平凡社 1959年.
- ⑥② 野村敬造 『フランス憲法・行政法概論』 有信堂 1962年.
- ⑥③ 内藤 貞 「フランスの中等学校における生徒参加」『学校経営』 1972年8月号 pp.109-113.
- ⑥④ 吉田正晴 「中等教育の苦悩と危機」『時事通信内外教育版』第2068号(1969年6月10日) pp.15-18.
- ⑥⑤ 渡辺 誠 「仏国中等教育制度の変遷(下)」『教育思潮研究』第6巻 第一輯 1932年. pp.23-60.
- ⑥⑥ 田崎徳友 「フランス中等教育改革における『実験的試行』の位置と意義——ジャン・ゼーの『指導学級』を中心として——」『広島大学教育学部紀要』第1部 第22号, 1973年. pp.49-60.